

ルソーの主權論とその批判

岩 崎 卯 一

第一節 ルソー主權論の時代と背景

第一款 市民社會の擡頭と人民主權論

國家主權の主體を、全體としての人民と、人民の意志を代表する機關としての議會のようなものに想定する人民主權の理論は、近代民族國家の内部でその位置を保ちながらも、その勢力をしだいに擴大してきた市民社會の自治權を強化する理論づけとして、出現したものである。君主主權の理論が、第二階層たる諸侯中の覇者になつた國王が、第一階層といわれていた僧侶の最高首長たる法王の神聖觀念に對抗するために、案出された世俗的な理論としての性格を帯びていたものだと思すれば、人民主權の理論は、第三階層と呼ばれて來た平民が、アンシャン・レジームの支柱となつていた第二階層の君主主權の理論に對抗するために、觀念形態化された一種の革新論だつたのである。かような性格を帯びた人民主權の理論は、すでに十七世紀後半のヨーロッパ諸國、とりわけ立憲君主政體を採用しているか、またはその必要を強く叫んでいたイギリスや、オランダや、ドイツなどで提唱されていた。例えば、イギリス名譽革命の一解説者だとも見られるロッキン John Locke とか、オランダの自由都市が生んだ國際法の創始者グロートイ

ウス Hugo Grotius とか、ホッブス Thomas Hobbes やグロートイウスなどの影響を受けながらも國際法論と國法論とに新しい機軸を出したドイツのプフェンデルフ Samuel Pufendorf などの自然法的な國家論では、人民主權の理論が、かなりの明瞭さで示されている。

しかしながら、人民主權の理論が、不動の位置を占むようになったのは、十八世紀の中葉である。しかも、その金字塔として屹立してゐるのは、ルソー J.-J. Rousseau の理論であつた。ルソーの名著『社會契約論』 *Du contrat social*, 1762 は、永年に亘る思索から生れた克明な研究成果だとは認められなうが、一種の天才的な直観と詩人的な情熱とで綴られた特異の國家論である。フランス大革命の勃發に先立つこと十一年にその數奇な生涯を終つたルソーの國家論は、大革命を指導したもののように、一般から認識されがちであるが、このことは、彼自身がすこしも關知しなかつたところであり、この名著を執筆していた當時の彼の頭腦には、フランス大革命どころか北米合衆國の獨立についての幻影さえも、映じてゐなかつたのである。それでは、どんな要因に刺戟されて、彼の國家論は書かれたであらうか。

第二款 人民主權論定立の動因

その一は、ルイ十四世の専制政治を絶頂としたフランスの國政が、十八世紀の中葉になると、もはや爛熟の域を越えて凋落の色を見せはじめ、これに對する批判が、各方面から蝟集しようとする氣配を示してゐたことである。このことは、君主主權の専制形態にたいする痛烈な批判と成つて現われた。最も微溫的な批判としては、ルソーと同じような自然法的立場を採りながらも、現實政治論としては、開明的な君主政治を支持したフランス百科全書學派の批判がある。中間的な批判としては、立憲君主政治を主張したロッキの流れをくむイギリス的な批判がある。最も過激な

批判としては、スイスやオランダなどの都市國家的な政治から生れたアルトシウス流の暴君放伐論系統がある。ところで、スイスの一都市國家ジュネーヴに生を享け、中年になつてからはフランス王朝下の首都パリに住み、一時的とは言へ百科全書學派の一員でもあつたルソーが、國家主權の問題を採りあげ、徹底した人民主權理論を提げて、間接的ながらもフランス王朝を批判するようになったのは、當時の雰圍氣を願れば、充分首肯し得るところである。

その二は、ルソーが、スイスのジュネーヴ市に生育された因縁上、一つの獨立した都市國家として形成され、且つ市民社會を中心とした共和政治を實施していた故郷ジュネーヴ市に對する思慕の情と批判の意識とに誘われて、この都市を模型とした國家論を構成したことである。彼が、國家と社會とを同一の範疇に入れて、その契約的な性格を論じ、また、古代のギリシア都市國家とプラトンの理想國家を仰慕する態度を曝露したようなことは、疑いもなく、心に描きつづけていた故郷ジュネーヴ市という一つの都市國家に關する具體的な知識を、國家一般にも妥當させようと考え、理論的にこれを普遍化したのである。この點は、ルソー自身も告白しているところである。更に彼の主著『社會契約論』の出版によつて、第一番目に衝擊を受け、しかも著者の上にあらゆる迫害の手を加えたものが、フランス政府ではなくして、ジュネーヴ市の政府當局であつたという事實によつても、前述の事柄を證明し得るのである。實際のところ、ルソーが批判の對象としたのは、ジュネーヴという一つの都市國家であつて、ブルボン王朝下の民族國家としてのフランスは、その餘波を浴びたのに過ぎない。

その三は、ルソーが、幼年期以來輾轉不遇に人となつたために、平民階級にたいする深い理解と強い同情とを抱いていたことである。なんら正式の學歴をもたないで、生涯の大半を音譜書きの職人として暮した彼の生活は、彼以前にまた彼と同時代に生きたどんな國家學者も經驗しなかつた庶民そのものの生活であつた。それにもかかわらず、

彼が自負し得た唯一のものは、彼の生家が、時計商を營むジュネーヴ市の市民階級だつたという身分である。王朝國家での市民階級はもとより平民であるが、都市國家では、政權の運用に參與し得る公民階級である。ルソーの人民主權的な國家論が、勤勞者階級をも道連れとした市民階級中心のフランス大革命で、指導原理としての役割を遂行することができたのは、主として、所論の隨所に瞭然看取し得られる平民性に因るのである。

第二節 ルソー主權論の主要内容

第一款 主權の説明原理としての社會契約論

ルソーは、十八世紀に盛んであつた啓蒙學派の主張と運動とを象徴する旌旗としての天賦人權という教理に嚮導されながら、且つ、理念と現實との混淆を巧緻な論法の驅使によつて彌縫しながら、自然法に則した社會契約論を押し進めている。人間は、生れながらにして自由であり平等であるから、天から賦與された人權としての自由權と平等權とをもつてゐるとの信條は、なんら現實によつて證明されていない一つの理念であるにもかかわらず、人間は悉く自然法に従つて、自主的に行動する理性的な判斷者であるという一つの獨斷とともに、彼の論では自明の前提のように許容されている。だから、ルソーの觀た人間の自然状態は、ホッブスが描きだしたような萬人を敵視する角逐者の修羅場ではなく、天賦人權を享有し、自然法に導かれ、なに人をも支配せずまたなに人からも支配されない理性人の平和生活である。ルソーの主著『社會契約論』Du contrat socialと同時に發表された彼の教育論『エミール』Emileで、その主題だつた「自然に還れ」という思想は、冷徹な知性に貫かれてゐる自然法の思想に、多少の反撥さえも感じさせるほどの情熱で、力づく展開されている。「人間は生れながらにして自由である。ところが、人間はいたる

ところで鐵鎖に縛られてゐる。……どうしてこのような變化が起つたのであろうか。わたくしはこれを知らない。だが、こんな状態を合法的なものにしたのが何であるかの問題については答を得ると信じてゐる」というような奇矯を衒つた『社會契約論』冒頭の文辭中にも既に、彼の見解全部が表明されている。その一は、自然状態での人間一般。したがつて各個人の自由な状態性を認識してゐることである。いわば、理念としての人間が賦有する自由權の認識である。この結果、かような自由權を喪失した者はもはや人間ではないという極限的な理念も成立し、後にはこれが人民主權論の證據にもなつてゐる。その二は、國家の状態で見られる國民一般の國權服從性である。すなわち、現實として人間による自由權の拋棄である。だから、この點を外觀上だけで眺めると、國權の前やその掌握者の前などに立つところの國民や臣民は、まるで奴隸と異ならない。このような自然の状態と國家の状態とで現われる對蹠的な變化が、なんらかの合法的な手續によつて生じ、而も、この故に國家の生活で強いられた國民の主權服從が、權力によつて強要された隷從ではなく、固有の自由權に基いた社會契約の遵奉にほかならない點を證明するのが、『社會契約論』を通じての標的である。これを要するに、ルソーは、社會契約という一つの假説を、國家の主權の説明原理に用ゐることによつて、理性人の自由權確認を基調とした自然法説を、生かそうとしたのである。

第二款 國家本質としての一般意志論

ルソーは、社會契約の觀念を國家の説明原理にしようとした關係上、國民各個に服從を求むる國家の本質を、各個の契約意志の合致である「一般意志」*volonté générale* に、見出したのである。人間各個が賦有してゐる自由權は、どんなに強い暴力の前であつても、拋棄してはならないものである。しかし、自然の状態における各個人の生活が重大な障害に遭遇し、そのままの生活形態では自存の欲求を完うすることができないで、種族の全滅さえも免れ得

ないような場合に立ちいたると、ここに自然の状態から國家の状態への移行が必然的になつてくる。こんな場合に各個人は、おのれの生存を危くしている障碍を克服するに最も有效適切な手段として、諸個人の力を全面的に總合し得るような新しい機構を創り出す。とりわけ、人間にだけ特に恵まれてゐる理性は、かような新機構の創造を助けてくれる。そこで、諸個人は、自由意志の合致である契約を通じて、各個人の生命とか財産などを防衛する新機構、だが、各個人の自由權がこれによつて毀損されることのない新機構としての社會もしくは國家を設立したのである。とはいへ、かような社會契約の内容は、明文で表示されることなく、人間の生活自體によつて默認されてゐる。この種の契約によつて、原始的な權利と自然的な自由とは、その姿を變えるが、その代りとして市民的な權利と社會的な自由とが、新たに與えられる。國家という新機構を創る社會契約は、第一に、すべての人がすべての權利を提供することを求むる。すべての人を参加させる點で、またすべての權利を留保することなく一般意志に委付させる點で、この種の契約は絶對平等という一つの原則を守つてゐる。第二に、契約意志の合致である一般意志に、無條件的な服従を誓ふ點からみると、それはいかにも天賦人權を喪失しようだが、このような一般意志を構成している者が各個人の個別意志である點から眺むると、天賦人權そのものはすこしも損傷されてゐるわけではない。そこで、この契約は絶對自由の原則とも調和することができる。一般意志の表現である國權とか國法などの鐵鎖に縛られてはいても、一般意志の形成者である各個人の自由權そのものは、完全に保持されてゐることを、論證しようとしたところに、ルソンの中心意圖と、巧妙な論理とが窺われる。この論法で行くと、諸個人は、いわゆる社會契約を通じて、社會または國家の主體となり同時にその客體にもなり得るわけである。

第三款 主權の主體としての全體的人民論

ルソーは、一般意志に基礎づけられた主權 *souveraineté* の性質を、次のように説明している。主權は一般意志にその基礎をもち、一般意志は社會契約の所産であり、社會契約は各個人相互間の利害對立の調和と全體の安寧幸福の増進とをその目的とした各個人の自由意志の合致であるから、主權の主體は全體としての人民であるというのが、ルソー主權論の骨子である。そして、ルソーが、かような性格を帯びた主權の「屬性」として擧げているものは、不可讓渡性と不可分割性である。これらは、主權の一般性または統一性から派生したものとされている。先ず、主權の「不可讓渡性」について、ルソーは、主權の基礎をなしている一般意志と一般意志の根底である個人的な自由意志との放棄が、社會契約以前の自然状態への復歸を意味する點を強調し、主權が君主その他の特定人に一時的にも永久的にも讓渡され得ない點を力説している。換言すると、君主主權を容認することは、主權そのものの放棄と成り、延いては社會契約の背反に成るといふのである。次に、主權の「不可分割性」に關し、ルソーは、主權の基礎である一般意志の單一意志性を強調して、從來多數の政治學者達、とりわけモンテスキューなどが、主權を立法・司法・行政のような諸權力に分割している慣行に反對している。この點で、ルソーもまた、人民主權説を主張する反面に、主權の統一的な機能を充分に發揮させ、都市國家に通有な小黨分立その他の政争を豫防しようとする志向をみせている。このようにルソーが、主權の統一性を力説しているのは、君主、貴族、僧侶、官僚、特權市民などが試みる主權獨占を警戒した結果であるが、現實の歴史は、後にフランス大革命で示されたように、「人民主權」の名による一部革命煽動家達の主權篡奪に好辭柄を與え、一般意志を群衆意志に化したのである。

第四款 主權の妥當限界としての個人自由論

ルソーは、主權の統一性を説きながらも、個人の自由に対する主權の妥當限界についても、一見矛盾ではないかと

想わせるような論を試みている。すなわち、各個人が天賦の人權を國家という機構に委付したのは、各個人の生命と自由とを確保しようとする理性的な計慮に基いた結果である。各個人の生命と自由とを喪失させるような主權の發動は、社會契約の主内容を没却することであるから、もとより容認し得られないところである。だから、主權は各個人生命と自由との侵害に至らない一般的な事項、つまり、公共的な側面にだけ發動されなければならない。各個人はみずからの生命や自由や財産などに關する限り、おのれの意志だけでこれを處置することができる。しかし各個人が市民たるの資格で主權から課せられた任務は、これを忠實に履行せねばならない。同時に、主權の行使者もまた公私の限界を常に明かにしながら國家に必要な命令を與えねばならない。主權の行使者がこのような妥當の限界を越えた場合には、主權の主體としての人民の反抗を招くであろう。但し、國家自體の生存が危殆に臨んだような緊急状態では、國家と國民とを救うために、主權が各個人の私生活にも干渉することが、例外として許される。

かくて、ルソーの主權概念は、論理的にこそボーダンの主權概念に類似しているが、天賦人權説から出發し、主權の妥當範圍を原則として個人的自由の外部に認めた點で、市民社會的な自由權擁護の餘韻を残している。主權の絶對性と制限性とを共に説いているところに、彼の思想の多彩性が見られる。

第三節 ルソー主權論の批判

第一款 ルソー主權論の理論的批判

第一項 主權論におけるイギリス的とスイスの

ルソーの主權論は、國家主權の主體を、特定人としての君主において認識することなく、全體者としての人民にお

らて認識しようとした點で、啓蒙時代といわれている十八世紀の思想に屬している。そして、アルトシッスの國家論を詳さに紹介したギールケ O. Gierke が道破したように、ルソーの主權論は、ルソー自身がこれを意識しているところを問わず、この點で、アルトシッスの主權論とその系統を同じくしているものである。思うに、これらの二學者が共に、その青年時を、王朝的な君主のいない、したがつて多分に共和政體的な都市諸國家から成立つてゐるスイスで送つたことが、二人の主權論に同一の系統性か、すくなくとも近似性を與えたものであらう。だが、ルソーにおける主權論の理論的な特質は、十七世紀の初頭に出現し約一世紀半の時間的な距離をもつたアルトシッスの主權論と比較對照するよりも、十七世紀中葉のホッブスと同世紀末のロック John Locke のようなイギリスの主權論と照應されるときに、一層明瞭に成るであらう。なんとすれば、ホッブスとロックとのイギリス的な主權論とルソーのスイスのなまたはフランス的な主權論とは、「契約國家論」を提唱している點でこそ、明確に一致しているものをもつてゐるが、その他の點では、むしろ對蹠的なものを示しているように思われるからである。概していうと、ルソー主權論の特徴は、全體主義的な見地への偏向と、論理的な解釋への依存とである。

第二項 全體主義的な見地への偏向

ルソーの主權論中で、理論的に最も特色のあるのは、彼の總體意志と一般意志との較別論である。彼が説くところによると、主權の主體は、「人民」の名で表現される一般意志 *volonté générale* であつて、諸個人の意志の總和である總體意志 *volonté de tous* ではなく。後のものは、諸個人の個別意志がなんらの選擇もなくそのまま集計された状態であるから、その意志は依然として諸個人の個別意志そのものである。そこでは、各個人が各自の利益だけを欲求するような意志までも、そのまま持込まれてゐる。これに反して、前のものは、諸個人の間間的

な共通點であつて、利己的な意志のようなものはこれから排除され、唯だ全體の利益だけを求むるような意志が残されてゐる。このような意志の原理的な區別から、彼は後に政治政策論を導き出し、國家の政治が一般意志たる人民の全體的な利益を達成するために行われ、少數諸黨派の個別的な利害關係に左右されるような全體意志に決して墮落してはならぬことを、主張してゐる。固より、ルソーのこの全體意志と一般意志とは、今日の言葉でいう「集計」Summeと「平均」Durchschnittとに相當する。だから、それは、全體主義 Universalismus を標榜して起つたシュパン O.Spann その他、つまり最近まで獨逸の多數學者達によつて意味づけられていた「全體」Ganze、Totalität の概念と一致するものではない。後のもの見地からすると、それはむしろ全體に達しないもの、すなわち個と全との中間に彷徨してゐるものとも觀念されるであらう。が、なおこれをホッブスの主權論における個人主義的な出發點に比すると、それは確に全體主義的なものとして認め得られる。このことは、他の點からもこれを證明し得る。すなわち、ルソーの名著『社會契約論』Du「contrat social」の冒頭語「人間は生れながらにして自由である。ところが人間は至るところで鐵鎖に縛られてゐる」で示される「人間」は、單なる個人ではなく人間一般として理解されねばならない。自由人として生れたといわれる原始状態の人間も、いたるところで鐵鎖に縛られてゐるといわれる十八世紀時代の人間もともに、當時のフランス啓蒙思想家多數の觀念では、まさしく理性的な人間一般として認められてゐる。それはまた、自然法の根源である理性法の先天的な把持者として思惟された人間一般でもある。このような人間一般であればこそ、そこには自由も平等もともに存在し得るのである。かかる人間が、一方の「自然状態」から、國家契約という一つの論理上の橋を渡ることによつて、他方の「國家状態」にその籍を移すのである。換言すれば、自然状態での「人間」がこの橋の彼方に移ると直ちに「人民」となり、人間における「天賦人權」もま

た同じように、彼方においては「國家主權」に姿を變更するのである。ところで、雙方を通じてひとしく見受けられる特徴は「全體者」であり、ルソーの言葉を借ると、「一般的」 général といわれるものである。だからこそ、ルソーは、一般意志としての人民の主權に、不可讓渡性と不可分割性との二根本屬性を認めたのである。この點で彼の主權論は、その出發點でもまたその到着點でも、全體主義的であり、ホッブスとロックとの流を汲んだイギリス的な國家論者多數の所論に底流している個人主義的な立場から著しく異つてゐるものがある。もちろん、ルソーの論述には、多くのルソー研究者達によつてしばしば指摘されたように、矛盾撞著とも思われる文脈と文句とを見出すことが多く、場所によつては個人主義的な見地を承認してゐるのではないかと思われるような箇所がないわけではない。だが、これを全體的に眺めると、彼の主權論の基調は、疑いもなく全體主義的である。

第三項 觀念論理的な推論

次に、ルソーの主權論での特色だと見られるのは、ホッブスの心理學的な解釋に對蹠的ともみられる論理學的な解釋である。但し、ここでいう「論理學的」とは、最近の獨逸國家學、殊に新カント學派の先驗論理主義的な方法論に遵つてゐる純粹法學的な國家學で意味されるような意味論理學的 *sinlogisch* の種類ではない。それはあくまでもホッブスの主權論と對照した場合での特質である。すなわち、ルソーの主權論は、先ず心理發生的な實證をすこしも用いない「天賦人權」という一つの假定から出發し、次に確證することの困難な「社會契約」というものを經由し、最後に不可讓渡性と不可分割性とを屬性とした一種の形而上學的な「國家主權」の概念に到達してゐる。が、このような過程は、ひたすら論理的な思惟の術作だけに依存してゐる。碎けてしまうと、「論法の巧みさ」だけが、彼の敘述の奔放性から生じようとする破綻を救つてゐるようである。ところで、彼の主權論の論理構造を分析すると、次

のような簡單なものに收約される。その出發點は、天賦人權の臆説である。ここでは、自由權を主内容とする天賦人權論が、自明の存在として主張されている。「人間は生れながらにして自由である」という言葉は、存在状態を認識したような響きをもつているが、實際にはむしろ論理的な要請を示している。この點で、ルソーの論述の出發點は、ホッブスが試みた利己的な人性の心理分析よりも、はるかに簡明であり、またそれだけに、この種の論述に接する者に一種の爽快感を與えることができる。これは、ホッブスの主權論が、クロムウェル革命を前にして發表されたのに反し、ルソーの主權論が、平和時におけるフランス翰林院の懸賞論文として綴られたことにも因るであろう。いわば、「體驗の記録」であるよりも、「頭腦の俊敏」を誇示しようと意圖したことによるであろう。しかし、天賦人權から社會契約に至る論理の推移には、その間を媒介するなんらかのものが存在せねばならない。ところで、ルソーは、これを客觀的な自然界の障壁に見出している。牧歌的な自由の樂園を脅かすものは、ホッブスが強調したような主體的利己心の跳躍ではなく、客觀的な生存競争の現象である。この點についてのルソーの記述は、きわめて曖昧である。前に引用した彼の主著冒頭語にも、「どんなにしてかような變化が生起したであらうか。わたくしはこれを知らなう」とあつて、彼の眞意を把握し難からしめている。しかし、社會契約の説明になると、彼は極めて積極的である。「しかしこのような状態を合法的にしているものが何であるかの問題については、答を得ると信じている」という彼の言は、このことを證明している。「社會契約」は、彼の主著の題名として擇びだされたほどに、重要な論理的契機である。前述のように、社會契約は、その出發點を成している天賦人權の自然状態と、その歸着點を成せる絶對主權の國家状態とを連絡する論理的な橋梁である。人間はすべて、自然状態から來る諸々の障壁を除去するために、天賦人權の全部を、人間理性に基く社會契約の所産である一般意志、つまり主權國家というものに讓渡し、しかる後

に、主權國家の人民という新しい資格で、天賦人權の變化物である市民權を收受するというのが、ルソーの苦心に成る觀念論理である。したがつて、この論理は、人民が國家主權にたいして絶対服従を誓うべきことを教える。だから、その限りでの人民は、國家主權の下に立つ奴隷であらねばならない。とはいえ、國家主權は、自由意志を有する人間（その範圍も内實も共に人民と全く同一）の社會契約によつて創りだされたものであるから、人間の變化にほかならぬ人民も、その限りでは國家主權の上に立つ主人である。結局、國家生活での人民は、自己が自己に服するのである。それはとりもなおさず、全體としての人間が、全體としての國家で營むところの自律生活を、論法巧みに説明したのに過ぎぬ。ホッブスは、いまに變らないイギリス思想家一般に通有な鈍重性で、本來利己的な人性から「萬人對萬人の鬭争」を導き出した後に、漸く國家契約の本舞臺に辿り着くというような心理發生的な手法を採つたので、彼の主著の中心である國家論そのものに達するまでには、長い道程を歩みつづけねばならなかつた。ところが、ルソーは、フランスの思想家の一部で見うけられる俊敏性で、天賦人權から社會契約へ、しかしてさらに國家主權へと、觀念論理を一氣に推進させたのである。このように見て來ると、ルソーの人民主權論は、潑刺とした頭腦の冴えを見せた觀念論理の遊戯とも解される。

第二款 ルソー主權論の現實的批判

ルソーの人民主權論には、「封建的なもの」はもはやすこしも残つてゐなうようである。この點では、ホッブスの君主主權論よりも一層徹底的である。だから、彼の著『エミール』Emile, 1762には、フランスの教會勢力を代表してゐた當時の首長達を憤激させるに足るような宗教批判が盛られてゐるのに反し、主著『社會契約論』Du contrat social, 1762では、教會國家や諸侯國家などの政治形態の分類が、卷末の「市民の宗教」で、僅かに關説されてゐる。

る程度である。おそらく彼は、教會と諸侯とが共に政治團體としての意義を喪失しているものと考へて、これらを故意に視野の外に放逐したのであらう。

しかしながら、なお彼の主著には、この著述を執筆する間滞留していたフランスの王朝中心的な民族國家に關する批判も、あまり見當らないようである。彼の主著『社會契約論』が刊行された一七六二年のフランスには、いささか漸落の徴を示していたとはいへなお儼然とした王位と直隸直屬の政府と軍隊とを維持していたブルボン王朝が存在し、ルイ十四世の遺業を承け繼いで一種の專制政治が行われていたのである。これは、一七八九年にはじまつたフランス革命に先立つこと二十七年である。また、この前後には、フランスの市民階級が、思想上でこそ、自然法思想を中心とした啓蒙主義を鼓吹して、特權階級の反省を求めていたとはいへ、現實政治の上では、なお充分な羽翼を暢ばすようになつていなかつたのである。フランスの首都パリでは、平和に酔うた時代の影が、そのサロンを通じて、學問や文學や藝術の上にも反映し、戦争や革命や擾亂などは、都邑のなかでその影を潜めていた。かような客觀情勢の下で、ジュネーヴ都市國家の一公民であり、當時たまたまパリ市に滞在していたスイス人のルソーが、異國の王朝とその政治とを直接の批判對象とした國家論や政治論を、ことさらに執筆するはずはない。實のところ、彼の『社會契約論』で、批判の對象として擇ばれているのは、自他ともにこれを認めているように、彼の生れ故郷であるジュネーヴ市の政治であつた。ルソーは、ジュネーヴという一つの小さい都市國家を中心模型としておのれの頭腦に描きながら、その國家の政治組織と運営とを、一市民權者としての立場から論述する意圖を遂行したのである。ただ論述の態様として、國家一般に關する著述のように装つたに過ぎない。この點は、この書が出版された後に現われた反響によつても、直ちにこれを證明することができる。ルソーは、この書が出版された後に、思想犯人の烙印を押し

されて、フランスをはじめ、イギリスやドイツの各地方にまで逃げ廻つた末、被追跡恐怖症におののきながらパリの陋巷で窮死した。しかしながら、フランス政府の彈壓は彼の著『エミール』で試みられた教會批判を理由とした問罪に限られ、ジュネーヴ政府だけが、『社會契約論』に於ける政治批判を咎めて、迫害の手を延ばしたのである。

そもそも、その生涯の大部分を異郷の空の下で送つたルソーではあるが、彼は故郷ジュネーヴを憶う念が強く、國家の理想形態として、古代のスパルタ市と、最も古い時代のローマ市と、現代のジュネーヴ市とに見出しているばかりでなく、その諸書の隨所でこれらを讚美している。とりわけ、『社會契約論』においては、ジュネーヴ都市國家を、現代諸國家のあるべき姿の一模型として、しばしば推稱している。ところが、ジュネーヴ市民の一人として、しかも他郷で政治評論を試みていたルソーの動向に、猜疑の眼を投げかけていた當時のジュネーヴ政府當局は、ルソーの『社會契約論』を、時の在野黨と意を通じた政府當局糾彈の書だと理解した。そして、このような理解に基づいて、政府當局は政敵視されたルソーを逮捕し處分しようとする策に出たのである。ジュネーヴ市でも、一七六二年に刊行された彼の二著述は、政府の焚燒處分に逢つている。これらの諸點から觀察しても、彼の『社會契約論』で試みられた國家論とか主權論とか法律論などの主内容が、フランス王朝下の民族國家に關したものでなく、共和政體を探りながら市民的な自治の政治を行いつつあつたジュネーヴ都市國家に關したものであつたことを悟り得るであらう。

かように明白な事實があるのにもかかわらず、ルソーの『社會契約論』は、一七七八年にパリの陋巷で全く孤獨隱遁のうちに死んだルソーの骨が朽ちかけようとする十二年後に勃發したフランス革命に對する指導理論の書として、革命遂行者達によつて喧傳され利用されたのである。それだけでなく、ルソーの枯骨は、彼の死後十六年目に、フランスの革命政府の手で、ヴォルテール Voltaire の遺骸と一緒に、パリのパンテオンに改葬されるといふような奇異

な榮譽を與えられたのである。これらの諸現象に感わされて、ルソーの國家論ないし政治論をフランスの王朝國家に向けられた革命の書でもあるかのように速断する人達は、ルソーの名著『社會契約論』の學說内容を精細に洞察してゐないとの譏を免れないであらう。ルソーは、この書のなかで、主權在民説を論理的にでつちあげ、第一に、國家運営の局に當る者はどこまでも民意に即した政治を行わなければならないこと、第二に、この點で失策があれば人民によつて糾弾され場合によつては交迭させられても仕方がないことを説いているが、このような政治の道は、ジュネーヴのような都市國家では普通の慣例として久しく踏襲されて來たところである。ルソーは、かかる故郷の慣習に多少の政治倫理的な要請を含ませて、強調したに過ぎない。だから、ルソー自身にしてみると、このように平凡な政治慣習が、一七七六年のアメリカ獨立宣言などで、あだかも金科玉條でもあるかのように採りあげられただけでなく、巨大な新大陸國家の憲政運営上にも應用されようとは、夢想だにしなかつたところであらう。まして、彼が小さい都市にだけ適當であると自ら認めていたところの民主共和の國家原理が、當時としては歐大陸最大の民族國家であつたフランス王國を革命する一つの指導理論として役立たされようとは、これまた豫期しなかつたところであらう。陋巷で窮死したルソーをフランス革命史上の思想的な偉人としたのは、彼みずからの意志になんらの關係もなかつた革命の擔手達であつた。いいかえると、フランス民族國家での第一階級と第二階級との政治權力ならびに社會勢力を打倒するために起ちあがり、第四階級の庶民（その多くはパリの群衆）を「利用」した第三階級の政權渴望者達が、既に燒かれたりまたは忘れられていたルソーの國家論上の著述と、既に土に歸しようとしていたルソーの骨とを、同じ手口で利用したのである。

こうは言つても、ルソーの主權論のなかで、「近世的なもの」のうち「市民社會的なもの」がはじめて鮮明にその姿

態を現わして來たのである。純然たる一商都のジュネーヴで市民権をもつた一時計商の子に生れたルソーは、轆轤不遇のうちで人と成り、他郷でその生涯の大部分を暮し、最後まで故郷ジュネーヴに容れられないで寂しく逝いたが、近世初期では市民社會の一縮圖ともみえたジュネーヴの民主主義的な共和政體に満足し、且つ、ジュネーヴ「市民」としての自己の身分にも矜恃を感じていたのである。つまり、近世市民社會の先驅者であつたジュネーヴの國家形態に、他のあらゆる國家の政治諸形態よりも、一層合理的なものを認めていたのである。但し、當時の市民社會は、ひとりジュネーヴ市だけでなく歐洲全部を通じての諸都市についても見得られるように、商人を中樞とした有産者だけが、政治參與の市民または公民と成り得るもので、いわば初期的なものであつた。資本主義的な秩序の發展相でいえば、それは漸く第一期に低迷していたものである。多分に中世紀的な商人ギルドが、近代的な都市に化しただけのものではあつた。だから、そこには、王侯や貴族もなく、また特權の高い僧侶もすくなく、唯だ地方から集まつてくる物質に加工する貧しい職人と、このような物資と製品とを配給する過程で利潤を稼ぐ裕福な商人とが、「人民」の名を以て存在していたのである。このような市民社會を地盤とした小國家の状態は、ルソー自身によつて、『社會契約論』の第一篇第六章「社會契約」の末項で、記述されている。彼の記述によると、先ず、社會契約という諸個人の行爲によつて成立する公的な團體は、昔は *cité* (都市) と呼ばれていたが、今では *république* (共和國)、*corps politique* (政治團體) と稱せられてゐる。かかる團體はまたその成員から受動的には *Etat* (國家)、能動的には *soverain* (主權者) と呼ばれてゐる。これを他の同様な政治團體と比較する場合には *puissance* (列國) とも呼ばれてゐる。次に、かような團體の成員は、全體的には *peuple* (人民) と呼ばれてゐるが、主權に參與する場合での各成員は *citoyen* (市民) と呼ばれ、國法に服従する場合での各成員は *sujet* (臣民) と呼ばれてゐる。これ

らの名稱と説明とは、ルソー主權論での研究對象となつてゐるものが、一點の疑いもなく、市民社會的な國家であることを物語つてゐる。

中歐に位置する一小國スイスのジュネーヴ市は、十六世紀には、宗教改革の先驅者カルヴィン Jean Calvin(1509—1564)を出して、基督教の教理を、中世紀的な教會神學から解放し、近世紀的な自由神學に改釋しようと努めたが、十八世紀には、現代の市民社會國家の構圖によつて、獨立後のアメリカ合衆國と大革命後のフランス共和國とを、隨從させた政治學者ルソー J. J. Rousseau (1712—1778) とを出した。かくて、ジュネーヴ市が多年にわたつて蓄積して來た市民社會の傳統は、前者をして基督教の市民社會化を企てさせ、また後者をして政治國家の市民社會化を欲求させたのである。とはいえ、両者が企てた市民社會化は共に、未だ商業資本主義的な市民社會化という初階に止まつてゐた。